

告 示

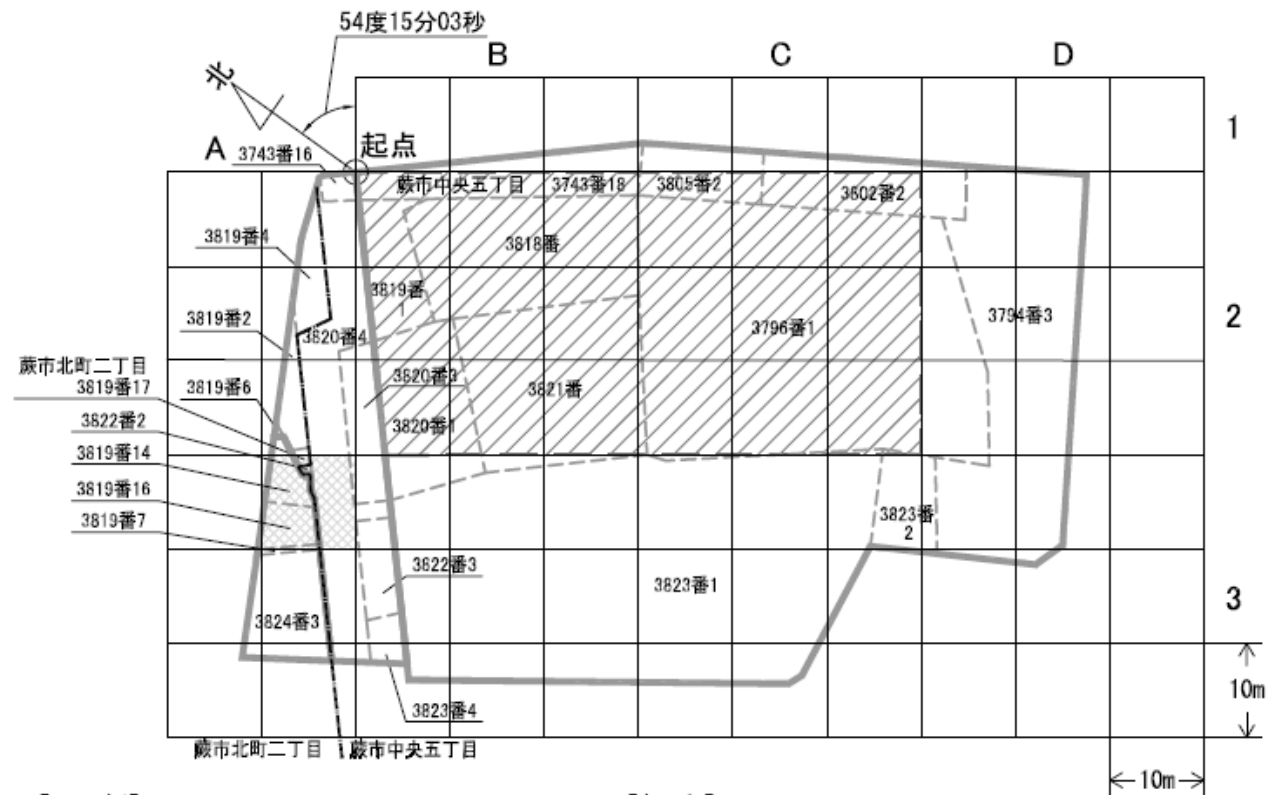
埼玉県告示第二百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第三百九十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県蕨市北町二丁目三千八百十九番七の一部、三千八百十九番十四の一部、三千八百十九番十六及び三千八百十九番十七の一部並びに中央五丁目三千八百二十番三の一部、三千八百二十番四の一部及び三千八百二十二番二）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- 調査対象範囲
- ▨ 調査対象範囲外

【起 点】

起点は、蕨市中央五丁目3743番18の最北端とする。

【格子の回転角度】

54度15分03秒